

令和3年3月19日発行

4月から消費税「総額表示」義務化

令和3年4月1日から消費税における「総額表示」が義務化されます。

4月からは値札やチラシ、ECサイトなどにおいて商品やサービスの価格を表示するときに、消費税相当額（含む地方消費税相当額。以下同じ）を含んだ支払総額を記載しなければなりません。対象となるのは「一般消費者に対して商品の販売やサービスの提供を行う消費税課税事業者」です。一般的な事業者間取引における価格表示は、総額表示義務の対象にはなりません。

◇総額表示義務化の目的は？

税抜価格表示だと、会計時に請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのかが分かりにくく、また、税抜価格表示のお店と税込価格表示のお店が混在しているため、価格の比較がしづらいというデメリットがありました。そこで、総額表示を義務化することによって、消費者が値札やチラシを見ただけで「消費税相当額を含む支払総額」が簡単に分かるようになり、価格の比較がしやすくなるなどの利便性向上が図られます。



◇総額表示の対象は？

総額表示の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示を対象とするもので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。具体的には、以下のような価格表示が考えられます。

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- ・ 商品のパッケージなどへ印字、あるいは貼付した価格表示
- ・ 新聞折込広告、ダイレクトメールなどにより配布するチラシ
- ・ 新聞、インターネットホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告など

税込み

◇免税事業者の価格表示は？

免税事業者は、取引に課される消費税がありませんので、「税抜価格」を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは消費税の仕組み上予定されていません。したがって、免税事業者における価格表示は、消費税の「総額表示義務」の対象とされていませんが、仕入れに係る消費税相当額を織り込んだ消費者の支払うべき価格を表示することが適正な表示です。

申告・納付期限の延長について

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国税庁より申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長されることが発表されました。

申告期限・納付期限

	従来	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月15日(木)
贈与税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)

申告期限・納付期限の延長に伴い、振替納税の振替日についても申告所得税が従来の令和3年4月19日(月)から令和3年5月31日(月)、個人事業者の消費税が従来の令和3年4月23日(金)から令和3年5月24日(月)へ延長されます。従来と振替日が変わりますので通帳の残高には十分にご注意ください。



加湿器で肺炎！？

新型コロナウイルスの感染対策としても注目され、急速に売り上げを伸ばしている加湿器。大手メーカーが加盟する日本電機工業会のまとめによりますと、令和2年の加湿器の出荷台数は111万台で、最近10年で最も多くなりました。しかし、この加湿器、使用方法を間違えると肺炎の原因になることがあります。

加湿器肺炎（過敏性肺臓炎というアレルギー性肺炎）は加湿器の中に発育したカビ、レジオネラ菌などを吸い込むことで起こります。カビ自体は病原性が弱く肺に直接炎症を起こさせることはありませんが、肺や気管支がカビによりアレルギー反応を起こすことで加湿器肺炎を発症します。加湿器肺炎はアレルギー性肺炎なので通常の肺炎治療薬である抗菌薬（抗生物質）は効果がありません。症状は発熱、せき、息苦しさなど通常の肺炎と同じで、重症の場合には入院が必要になるケースもあります。

水を沸騰させて蒸気を作るスチームファン式やスチーム式の加湿器では、カビや細菌が空気中に散布される心配はほぼありません。しかし、超音波式や気化式加湿器では、タンクの水がそのままエアロゾル（微粒子）となって室内の空気中を漂うこととなりますので、水の交換やタンクの洗浄をこまめに行う習慣が大切になります。

抵抗力が正常な人は、どのタイプでも加湿器が原因で肺炎を引き起こすことはないそうですが、抵抗力の弱い人には重篤な感染症を引き起こす病原体の感染源となりかねませんので、加湿器の清掃、メンテナンスを怠らないようご注意ください。

